

かごしまモノづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 本組織は、「かごしまモノづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本県の自動車・電子関連産業の振興を図るため、当該企業の従業員等の資質の向上、販路開拓、企業間における連携の促進等の取組を行い、企業の開発能力の向上や新たなビジネスチャンスの拡大に努める。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナー等の交流促進に関する事業
- (2) 人材育成支援・技術力向上に関する事業
- (3) 調査研究に関する事業
- (4) 取引拡大に関する事業
- (5) 会員相互の情報交換・連携の促進に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び支援会員とする。

- (1) 正会員 鹿児島県内に本社又は事業所を有し、かつ、第2条の目的に賛同し、年会費を納めた企業。
ただし、会長が特に入会を認めた場合は、県内企業以外の者を会員とすることができる。
- (2) 支援会員 第2条の目的に賛同し、協議会の活動を支援する法人、団体又は個人。

(入会)

第5条 協議会の入会は、別に定める入会申込書により行う。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとする時は、会長にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 参与 若干名
 - (4) 監事 1名
- 2 会長、副会長及び監事は会員の互選によって選任する。
 - 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 5 参与は、支援会員の中から、会長が指名し、会長の求めに応じ、協議会の事業内容に関する助言等を行う。
 - 6 監事は、会計の監査を行う。
 - 7 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 任期の途中において異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとする。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・アドバイザー)

第8条 協議会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問、アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の運営について助言等を行う。
- 4 アドバイザーは、会長の求めに応じ、専門分野における技術的助言等を行う。
- 5 顧問、アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期の途中において異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとする。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決できない。ただし、書面を通じ議決権を行使する者は、出席者と見なす。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ会員以外の参加を許可することができる。
- 5 総会は、協議会の事業及び運営に関する事項について審議、決定する。

(部会)

第10条 協議会に第3条の活動を推進することを目的とする部会を置くことができる。

- 2 部会には、部会長を置き、部会の目的達成に必要な事業を推進する。
- 3 部会長は、部会に参加する会員の互選により選出し、会を総括する。

(収入及び会計年度)

第11条 収入は、正会員の会費及びその他の収入によって構成する。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第12条 年会費の額は、10,000円とし、入会時及び毎会計年度、事務局から納入依頼があった日から起算して60日以内に納入しなければならない。

- 2 正会員が既に納付した年会費は、これを返還しない。

(経費の負担)

第13条 協議会が行う事業のうち、特定の正会員を対象としたものについては、当該正会員に必要な経費を負担させることができる。ただし、会長が第2条の目的を達成すると認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第14条 事務局を、鹿児島県商工労働水産部産業立地課に設置する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第12条第1項の規定にかかわらず、平成21年度の会費は、設立総会日から起算して60日以内に納入しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年7月2日から施行する。